見守り新鮮情報



電話がかかってきて**分電盤の点検**を勧められ了承したところ、**業者**が**来訪**した。分電盤を点検してすぐに「これは**古い**ので**すぐに交換**しなければ**漏電**して**火事**になる」と言われた。今までトラブルはなかったものの、何十年も交換していなかったため、信用して約15万円の**交換工事の契約**を結び、前金を支払った。しかし、後からよく考えると**高額**ではないかと思う。工事を中止してほしい。（80歳代）

気をつけて！不安をあおる 分電盤の点検商法

ひとこと助言



- 分電盤を含む家庭用の電気設備については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。
- 分電盤に限らず、点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意しましょう。
- 分電盤は経年劣化により故障する可能性があります。心配な場合は電力会社等に相談しましょう。
- 特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第508号（2025年4月10日）発行：独立行政法人国民生活センター